

兵庫県公報

令和5年4月25日 火曜日 第407号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和5年度第1回及び第2回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	1
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	3
○ 保安林の指定予定（治山課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	7
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	7
○ 施設使用料の徴収事務の委託（県立考古博物館）	8
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10

告 示

兵庫県告示第475号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和5年6月11日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和5年9月17日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路（6月11日及び9月17日）	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
（6月11日及び9月17日）	姫路ハーベスト医療福祉専門学校	姫路市南駅前町91-6
（6月11日）	アクリエひめじ	姫路市神屋町143-2

(9月17日) 姫路商工会議所	姫路市下寺町43
西宮 大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶屋所町6—42
豊岡 県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
丹波篠山 県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403—1
洲本 県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8—65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県危機管理理部消防保安課及び各県民局・県民センターにおいて、令和5年4月中旬から配布する。

詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 6月11日の試験

令和5年4月20日（木）から同月27日（木）まで

(4) 9月17日の試験

令和5年7月31日（月）から同年8月7日（月）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること。（受付最終日消印有効）

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 6月11日の試験

令和5年4月17日（月）午前9時から同月24日（月）午後5時まで

(4) 9月17日の試験

令和5年7月28日（金）午前9時から同年8月4日（金）午後5時まで

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570) 07-1000

兵庫県告示第476号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 変更事項

組合の地区
次の地区を追加する。
和歌山県紀の川市

2 認可年月日
令和5年4月7日



兵庫県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

慶野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	箕浦浩史	南あわじ市松帆慶野889番地
同	箕浦達二	同 市松帆慶野515番地1
同	土居房治	同 市松帆慶野645番地



兵庫県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
西和田土地改良区	令和4年12月28日



兵庫県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

慶野土地改良区

氏名	住所
岡本 務	南あわじ市松帆慶野741番地
岡本 茂	同 市松帆慶野736番地
仲野 秀和	同 市松帆慶野103番地1
松下 將史	同 市松帆慶野659番地
土居 忠幸	同 市松帆慶野887番地2
土居 和弘	同 市松帆慶野647番地1
記 虎 貴	同 市松帆慶野524番地1
松下 修	同 市松帆慶野378番地
土居 文夫	同 市松帆慶野806番地1
古 東 浩	同 市松帆慶野1119番地1



兵庫県告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町椒字古大尾東側150の1、150の2、字古大尾西側151の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第481号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区小原字コトヲ谷口1039の1、字シコベ1043の1、1043の4、1043の7
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第482号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区八原字幸谷783の3から783の7まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第483号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区隼人字不動谷670の4、670の8
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第484号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区畑字古谷601の10、601の64、字クワコ670の7、670の37
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第485号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町境字チブク14、14の1、83、83の1、83の2、84、字十郎谷21の1、21の2、字長サコ86、

86の1、字ニリモト91、91の1、93の1から93の19まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第486号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町新市宇洞谷7、8、10

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第487号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
相地	養父市		関宮	寺ノ山 相地	196番の一部、197番1の一部、197番2の一部、198番1の一部、198番2から198番4まで、199番の一部 2062番の一部、2064番、2066番1、2066番2、2069番から2071番まで、2072番1、2072番2、2073番、2074番1、2074番3、2079番、2080番1、2081番、2082番、2083番1から2083番3まで、2084番1から2084番3まで、2085番1、2086番、2086番2、2087番1、2087番4、2088番から2090番まで、2090番1、2091番1、2091番4、2092番の一部、2093番1、2094番1の一部、2062番から2069番に至る地先の道路敷、2074番1地先の道路敷、2079番地先の道路敷、2081番から2085番1に至る地先の水路敷、2092番地先の水路敷の一部、2093番1から2094番1に至る地先の水路敷の一部



兵庫県告示第488号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年4月25日

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

- 重要調整池の所在地
三田市上本庄字奥山外
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
パシフィコ・エナジー三田メガソーラー合同会社	東京都港区六本木三丁目2番1号	代表社員 一般社団法人PE三田ソーラー 職務執行者 小川 聡



兵庫県告示第489号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04丹波位置 0005号	5.4.12	丹波市氷上町横田字ヲリハメ588番1の一部、589番1の一部	6.00	63.727

~~~~~

**兵庫県告示第490号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立考古博物館の使用料の徴収事務を、アイング株式会社に次のとおり委託した。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 委託した歳入の名称  
考古博物館使用料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県立考古博物館の観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
東京都千代田区麴町2丁目14番地  
アイング株式会社  
代表取締役 飯嶋庸夫
- 4 委託年月日  
令和5年4月1日
- 5 徴収の方法  
アイング株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、兵庫県立考古博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン姫路店  
所在地 姫路市増位本町二丁目12番10号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 梅田圭    |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 | 梅田圭    |
    - イ 変更後
 

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 梅田圭    |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前



| 名称                           | 住所                   | 代表者の氏名 |
|------------------------------|----------------------|--------|
| 株式会社御座候                      | 姫路市阿保甲611番地の1        | 山田 実   |
| 有限会社三美ハウス                    | 姫路市船岡町290—1          | 三木 研二  |
| 株式会社ハニーズ<br>ホールディングス<br>外15者 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27—1 | 江尻 義久  |

イ 変更後

| 名称                           | 住所                     | 代表者の氏名 |
|------------------------------|------------------------|--------|
| 株式会社御座候                      | 姫路市阿保甲611番地の1          | 山田 宗平  |
| 有限会社三美ハウス                    | 姫路市元町113番1の22 2階7号     | 三木 研二  |
| 株式会社ハニーズ<br>ホールディングス<br>外13者 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻 英介  |

4 変更年月日

令和4年11月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年4月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年4月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年8月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川ショッピングデパート

所在地 加古川市平岡町新在家615—1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1   | 井出 武美  |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 梅田 圭   |

3 変更事項

(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所              | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 井出 武美  |

みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 梅田 圭  
 イ 変更後

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1   | 井出 武美  |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 梅田 圭   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|              |                                  |        |
|--------------|----------------------------------|--------|
| 名称           | 住所                               | 代表者の氏名 |
| 株式会社三城       | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号               | 澤田 将広  |
| 株式会社未来屋書店    | 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地                   | 松田 裕史  |
| 株式会社ワッツ西日本販売 | 大阪市中央区城見一丁目4番70号<br>住友生命OBPプラザビル | 勝田 信弘  |

外31者

|              |                                  |       |
|--------------|----------------------------------|-------|
| 株式会社パリミキ     | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号               | 澤田 将広 |
| 株式会社未来屋書店    | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1                  | 松田 裕史 |
| 株式会社ワッツ西日本販売 | 大阪市中央区城見一丁目4番70号<br>住友生命OBPプラザビル | 山野 博幸 |

外25者

|              |                                  |        |
|--------------|----------------------------------|--------|
| 名称           | 住所                               | 代表者の氏名 |
| 株式会社パリミキ     | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号               | 澤田 将広  |
| 株式会社未来屋書店    | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1                  | 松田 裕史  |
| 株式会社ワッツ西日本販売 | 大阪市中央区城見一丁目4番70号<br>住友生命OBPプラザビル | 山野 博幸  |

外25者

|              |                                  |        |
|--------------|----------------------------------|--------|
| 名称           | 住所                               | 代表者の氏名 |
| 株式会社パリミキ     | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号               | 澤田 将広  |
| 株式会社未来屋書店    | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1                  | 松田 裕史  |
| 株式会社ワッツ西日本販売 | 大阪市中央区城見一丁目4番70号<br>住友生命OBPプラザビル | 山野 博幸  |

4 変更年月日

令和4年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年4月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年4月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年8月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年4月25日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 赤穂ショッピングシティ

所在地 赤穂市中広2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|             |                    |       |
|-------------|--------------------|-------|
| 東洋紡不動産株式会社  | 大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号 | 渡邊 賢  |
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 井出 武美 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| 東洋紡不動産株式会社  | 大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号 | 種田 祐士  |
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 井出 武美  |

イ 変更後

| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| 東洋紡不動産株式会社  | 大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号 | 渡邊 賢   |
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    | 井出 武美  |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                 | 住所                     | 代表者の氏名 |
|--------------------|------------------------|--------|
| 株式会社三城             | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号     | 澤田 将広  |
| 株式会社ハニーズホールディングス   | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻 義久  |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 岡山市北区幸町2番8号            | 石川 康晴  |

外20者

イ 変更後

| 名称                 | 住所                     | 代表者の氏名 |
|--------------------|------------------------|--------|
| 株式会社パリミキ           | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号     | 澤田 将広  |
| 株式会社ハニーズホールディングス   | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻 英介  |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 東京都江東区大島二丁目2番1号        | 川辺 将士  |

外17者

(3) 駐車場の収容台数

ア 変更前 1,350台

イ 変更後 1,089台

4 変更年月日

令和5年12月7日 ほか

5 届出年月日

令和5年4月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年4月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年8月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号